

平成 22 年 2 月 17 日
会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表執行役社長 八城 政基
(コード番号 : 8303 東証第一部)

外国為替手数料の引き下げについて

～ 個人のお客さまを対象に当行取り扱いの全10通貨の為替手数料を引き下げ ～

当行は、平成22年2月17日より、個人のお客さまを対象に全てのお取引チャンネルにおいて、当行で取り扱う全10通貨の円貨から外貨および外貨から円貨への交換時にかかる外国為替手数料を最大で約52%引き下げます。これまで外貨預金為替手数料の優遇キャンペーンなどは実施してまいりましたが、外国為替手数料を恒常的に引き下げることによって、お客さまが各種外貨商品での資産運用に取り組みやすい環境をご提供してまいります。

当行は平成21年9月28日から本年1月29日まで「外貨預金 為替手数料 優遇キャンペーン」を実施いたしました。当該期間における為替動向なども背景に外貨関連商品のお取引件数が大幅に増えるなど、多くのお客さまからご好評をいただきました。今般の外国為替手数料の引き下げ(変更)は、こうしたお客さまの外貨預金をはじめとする各種外貨商品での資産運用に対する高いニーズにお応えしようとするものです。

当行では、お客さまのお取引状況に応じて3つのステージ(「新生プラチナ」「新生ゴールド」「新生スタンダード」)別にサービスをご提供する「新生ステップアッププログラム」を実施しております。今般の外国為替手数料の引き下げ(変更)はお客さまのステージに応じて適用され、引き下げ幅は平成22年2月1日現在の為替手数料と比較して、約46%から最大で約52%になります。なお、当行の外貨預金は店頭のほか、電話、インターネット、モバイルでお取引が可能です。また当行の為替レートは24時間マーケットと連動する実勢に近い為替レートのため、タイムリーな外貨普通預金などのお取引が可能となっております。

当行のリテールバンキングでは、お客さまの生活に豊かさと彩りを添えることを目指し、“Color your life”というブランドメッセージを掲げ、今後とも、お客さまのニーズに合った付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。

※平成 22 年 2 月 17 日(水)以降、適用される為替手数料の詳細は別添資料をご参照ください。

以上

【別添資料】

平成 22 年 2 月 17 日(水)以降、適用される為替手数料(お取引通貨 1 基本通貨あたり*):

通貨	新生プラチナ のお客さま	新生ゴールド のお客さま	新生スタンダード のお客さま
米ドル、ユーロ、 カナダドル、 オーストラリアドル、 ニュージーランドドル、 シンガポールドル	片道 25 銭 (従前比 25 銭引き下げ)	片道 40 銭 (従前比 35 銭引き下げ)	片道 50 銭 (従前比 50 銭引き下げ)
英ポンド	片道 50 銭 (従前比 50 銭引き下げ)	片道 80 銭 (従前比 70 銭引き下げ)	片道 1 円 (従前比 1 円引き下げ)
香港ドル 南アフリカランド	片道 12 銭 (従前比 13 銭引き下げ)	片道 20 銭 (従前比 17 銭引き下げ)	片道 25 銭 (従前比 25 銭引き下げ)
ノルウェークローネ	片道 6 銭 (従前比 6 銭引き下げ)	片道 9 銭 (従前比 9 銭引き下げ)	片道 12 銭 (従前比 13 銭引き下げ)

*1 1基本通貨あたりとは、例えば米ドルの場合、1米ドルをいいます。

※ 市場やお取引の動向などにより異なる為替手数料が適用される場合があります。

※ 為替手数料は、将来変更される可能性があります。

外貨預金について

- 外貨預金は、外貨へ交換する際に上記為替手数料を含む当行所定のTTSレート(円貨から外貨への換算相場)やTTBレート(外貨から円貨への換算相場)が適用されます。そのため、為替相場の変動が無い場合でも、元本割れとなります。
- 外貨預金は為替変動により外貨から円への交換比率が変わるため、外貨を円に換算した場合に為替差損が生じるおそれがあります。
- 外貨預金は預金保険の対象ではありません。
- 外貨定期預金は中途解約できません。
- 外貨現金の取り扱いはありません。外貨送金には、別途送金手数料がかかります。

株式会社新生銀行／登録金融機関:関東財務局長(登金)第10号／
加入協会:日本証券業協会、(社)金融先物取引業協会